

民生委員法の改正について

民生委員・児童委員においては、地域において、住民の側に立ち、その要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等の訪問、相談など、住民が安心して暮らせるような支援を行う者として位置づける必要があることから、以下の点について改正を行うこととしたものである。

現 行	改 正 後
<p>1 基本理念（第1条）</p> <p>○社会奉仕の精神をもって保護指導</p>	<p>○住民の立場に立った相談、援助</p>
<p>2 推薦委員会の委員（第8条）</p> <p>○当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者であること</p>	<p>○当該市町村における社会福祉の実情に通ずる者であること</p>
<p>3 報 酬（第10条）</p> <p>○民生委員は名誉職とする</p>	<p>○民生委員には給与を支給しない</p>
<p>4 職務内容（第14条）</p> <p>○常に調査を行い生活状態を審らかにしておくこと</p> <p>○保護を要する者を適切に保護指導すること</p> <p>○社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助けること</p> <p>等</p>	<p>○住民の生活状態を適切に把握すること</p> <p>○援助を必要とする者が、地域で自立して生活を営むことができるよう、必要な援助を行うこと</p> <p>○援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用できるよう、必要な情報提供等の援助を行うこと</p> <p>○社会福祉を目的とする事業の経営者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業・活動を支援すること</p> <p>等</p>
<p>○生活の指導を行う</p>	<p>○住民の福祉の増進を図るための活動を行う。</p>

改正案	現行
<p>第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。</p>	<p>第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、保護指導のことに当り、社会福祉の増進に努めるものとする。</p>
<p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会 (以下「地方社会福祉審議会」という。) の意見を聴いてこれを行う。</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉事業法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会 (以下「地方社会福祉審議会」という。) の意見を聴いてこれを行う。</p>
<p>第八条 (略)</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるものうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。</p> <p>一七 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。</p> <p>一七 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>3 委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前四項で定めるものの外、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十七条 (略)

市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

第十条 民生委員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。但し、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十四条 民生委員の職務は、左の通りとする。

- 一 常に調査を行い、生活状態を審かんにして置くこと。
- 二 保護を要する者を適切に保護指導すること。
- 三 社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。
- 四 社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

民生委員は、前項の職務を行う外、必要に応じて、生活の指導を行う。

第十七条 (略)

市町村長は、民生委員に対し、保護を要する者に関する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に関して必要な指示をすることができる。

第二十四条 民生委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一 (略)
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び統制をすること。

<p>三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。</p> <p>二 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。</p> <p>三 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当ること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 民生委員をして、その職務に関して互に励まし、研究及び修養をさせること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により総務一人を定めなければならない。</p> <p>二 総務は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。</p> <p>三 前二項に定めるもののほか、総務の任期その他総務に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
---	--

1 民生委員制度の概要

(1) 歴史

大正6年に岡山県で済世顧問制度が創設され、翌7年に大阪府で方面委員制度が創設された。この両歴史が今日の民生委員制度の生成発展の基礎となる。昭和21年の民生委員令公布により方面委員は、民生委員と改称され、昭和22年に児童福祉法の制定により児童委員を兼務することとなった。昭和23年に現在の民生委員法が公布された。

(2) 民生委員の任期

民生委員は名誉職とし、その任期は3年とされている。最近では平成10年12月1日に一斉改選が行われた。

(参考) 民生委員法

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生大臣がこれを委嘱する。

第10条 民生委員は名誉職とし、その任期は3年とする。

(3) 民生委員・児童委員定数

	(民生委員・児童委員)	(主任児童委員)	(合計)
平成4年12月1日	189,965人	—	189,965人
平成6年1月1日	189,965人	13,936人	203,901人
平成7年12月1日	197,102人	13,936人	211,038人
平成9年1月1日	197,102人	14,445人	211,547人
平成10年12月1日	202,369人	14,455人	216,824人

(4) 配置基準

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220～440世帯ごとに民生委員・児童委員 1人
2 中核市及び人口10万人以上の市	170～360 “
3 人口10万人未満の市	120～280 “
4 町 村	70～200 “

(5) 民生委員の活動費

民生委員は、民生委員法第10条により「名誉職」とされており、報酬は支給されないが、活動のための実費弁償費が地方交付税に計上されている。

民生委員・児童委員の状況

(1) 委嘱数と性別構成比

① 民生委員・児童委員（平成11年3月31日現在）

委嘱数	構成比	男性数	構成比	女性数	構成比
人 200,608	% 100.0	人 97,531	% 48.6	人 103,077	% 51.4

② 主任児童委員（平成11年3月31日現在）

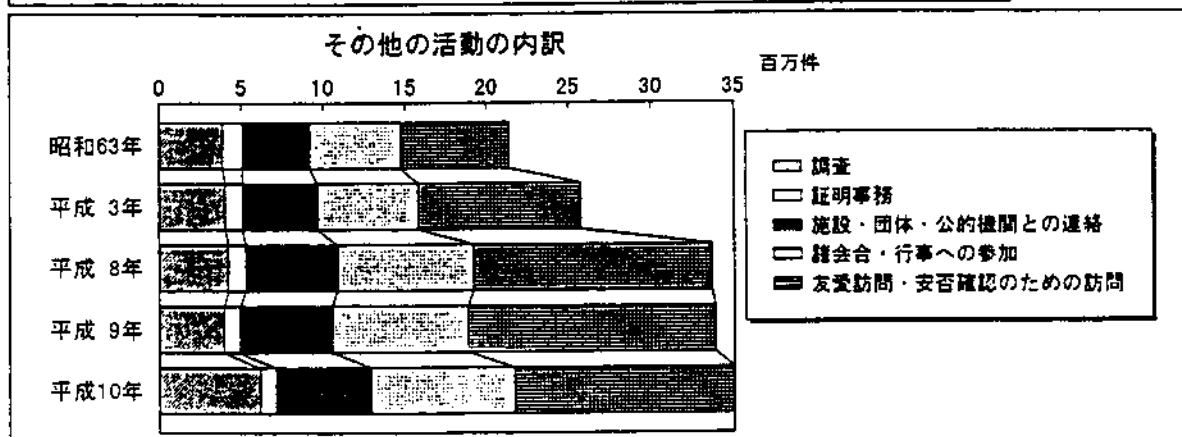
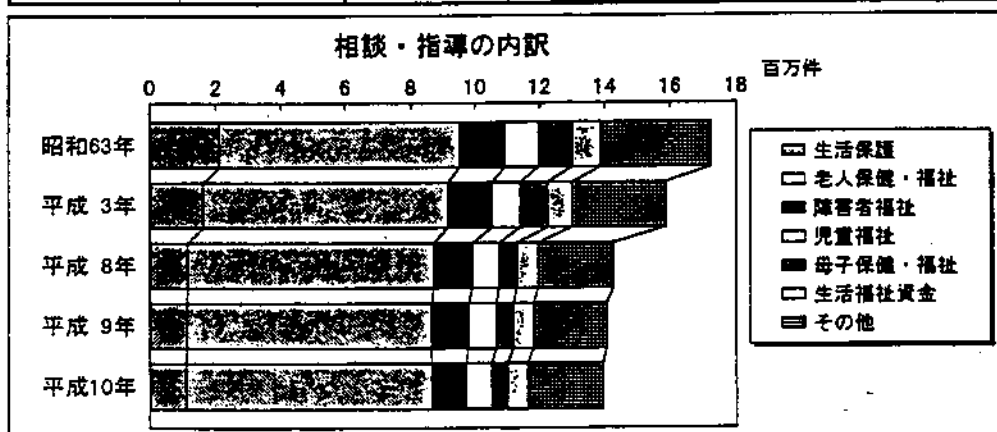
14,318	100.0	3,446	24.1	10,872	75.9
--------	-------	-------	------	--------	------

(2) 相談・指導件数及びその他の活動件数

民生委員・児童委員活動は、生活保護に関する相談指導等が減少する一方で、高齢者世帯への訪問活動や諸行事への参加などが増えている。

（単位：人、件）

		昭和63年	平成3年	平成8年	平成9年	平成10年
民生委員・児童委員数		178,029	183,461	209,300	210,271	214,926
相談・指導 件数	総件数	17,210,764	15,869,105	14,248,693	14,058,182	13,938,264
	一人当たり	96.7	86.5	68.1	66.9	64.9
その他の 活動件数	総件数	21,399,994	25,783,068	33,664,168	33,873,284	37,464,894
	一人当たり	120.2	140.5	160.8	161.1	174.3
合 計	総件数	38,610,758	41,652,173	47,912,861	47,931,466	51,403,158
	一人当たり	216.9	227.0	228.9	228.0	239.2



出典：「社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）」（厚生省大臣官房統計情報部）

民生委員・児童委員手当の推移

年度	民生委員・児童委員手当 (実費弁償費)
昭和31~36	2, 000
37	3, 000
38~42	4, 000
43~45	5, 000
46	6, 000
47	9, 000
48	13, 000
49	18, 000
50	24, 000
51	27, 000
52	30, 000
53	33, 000
54	35, 000
55	38, 000
56	39, 000
57	40, 000
58	41, 000
59~60	42, 000
61	43, 000
62	44, 000
63	46, 000
平成 元	47, 000
2	49, 000
3	50, 000
4	54, 000
5	55, 000
6	56, 000
7	57, 000
8	58, 000
9	59, 000
10	59, 600
11	60, 100
12	60, 300

民生委員に対する研修について

○ 国庫補助による研修

(内容)

	研修名称	対象者	実施主体	期間	備考
①	全国民生委員 指導者研修	中堅民生委員・児 童委員の代表者	全民児連等	3日間	
②	民生委員総務 研修	民生委員総務及 び主任児童委員	都道府県・ 指定都市社協	2日間	3年に1回参加
③	民生委員研修 会	2期目以上の民 生委員・児童委員	都道府県・ 指定都市社協	2日間	3年に1回参加
④	新任民生委員 研修会	新任の民生委員 ・児童委員	都道府県・ 指定都市社協	1日間	3年に2回参加

(参考) 上記以外で行っている研修等(独自事業)

	研修等名称	対象者	実施主体	期間	備考
①	全国民生委員 児童委員大会	民生委員・児童 委員等の代表者	全民児連等	2日間	
②	全国互助共助事業 運営委員長会議	都道府県・指定都 市社協互助共助事 業運営委員長等	全社協	1日間	
③	全民児連評議 員セミナー	全民児連評議員	全民児連・ 全社協	1日間	